

日野市在宅療養体制構築のための基本方針 概要版

平成 31 年(2019 年)3 月
日野市

基本方針策定の背景・目的

我が国では超高齢化の進展の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途として、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケア体制」の構築や「地域共生社会」の実現に向けた取組みが推進されています。

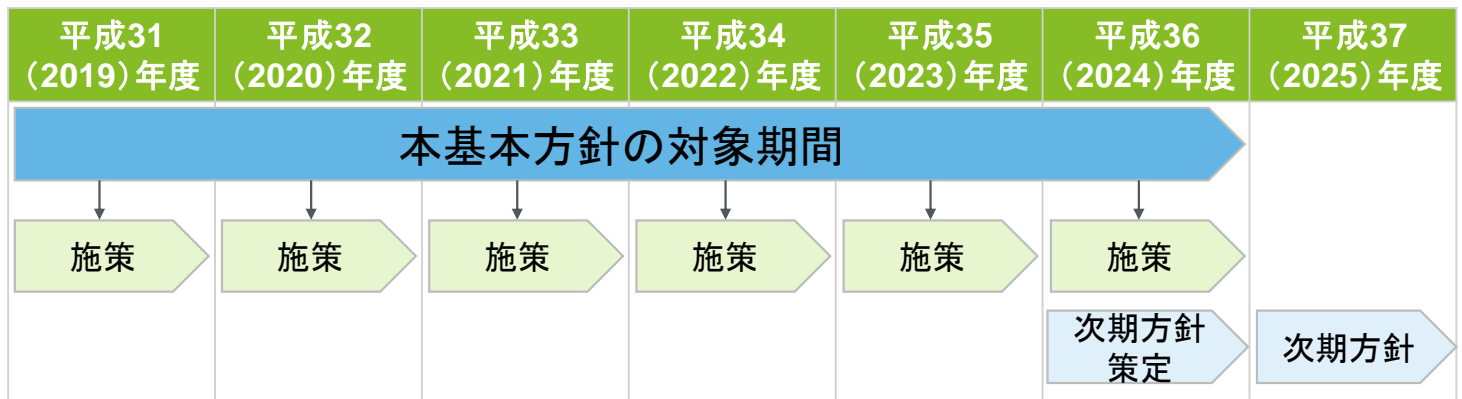
日野市においても、市政運営の基本方針の一つとして「住み慣れた地域で生き、看取られる、暮らし・福祉・医療の展開」を掲げ、この方針を実現するために「ヘルスケア・ウェルネス戦略」を策定し、医療と介護の連携のもと在宅療養における行政機能の強化に取り組んできました。しかし、行政として医療的視点から地域課題を把握し、施策を展開するためには関係機関の協力と情報及び意識の共有が必要となります。また、医療の観点からの現状・課題の把握と対策については、これまで明確な方針が取りまとめられていませんでした。

このため、市において在宅療養体制の構築に向けた取組みを総合的に進めるための旗印となる「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」を策定することとしました。

今後は、この基本方針に基づき、多くの市民が住み慣れた地域で最期を迎えられるよう、在宅療養体制の構築を推進していきます。

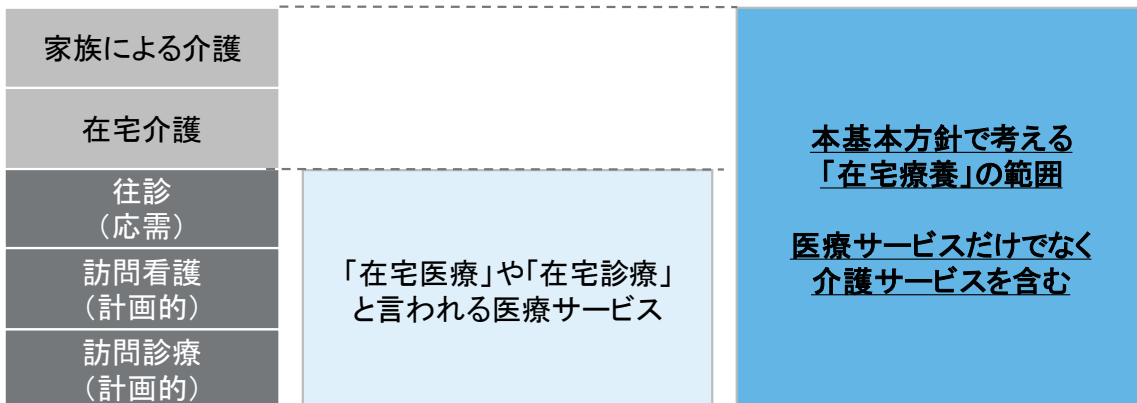
推進スケジュール

本基本方針は平成31年度(2019年度)から平成36年度(2024年度)までの6か年を対象としています。目指すべき姿の達成に向けて、本基本方針で定めた施策の方向性に基づき、施策のPDCAサイクルを展開しながら、平成37年度(2025年度)に向けて目指す姿の実現を図っていきます。



◆本基本方針における「在宅療養」とは

本基本方針において「在宅療養」とは、在宅医療、在宅診療等の医療サービスだけでなく、家族による介護、在宅介護等の介護サービスを含むものとしてとらえています。



日野市が目指す姿

安心して住み続けられるまちの実現

医療分野
目標

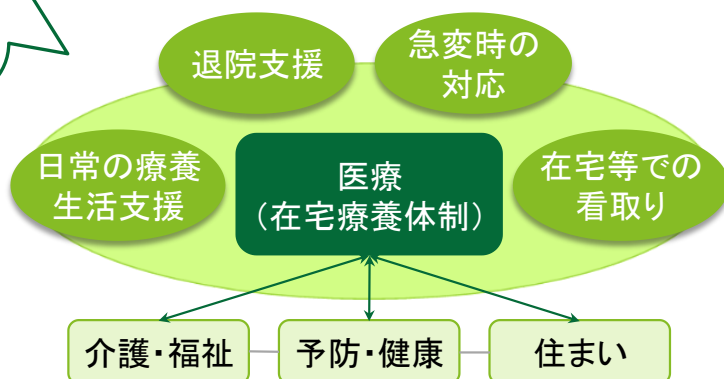
日野市で最期まで
安心・満足して
過ごすことができる
在宅療養体制の
構築



日野市版地域包括ケアシステム

期待する
波及効果

日野市で暮らし働く
次世代の方々の
希望・安心



基本理念

基本理念

医療・福祉の側面から市民生活に安心を提供し、居住の継続性を図る

市民を中心に、医療・福祉の関係者が相互の立場を理解し意識の共有を図る

地域で市民を支える関係者はそれぞれの専門性を活かして協力して行動する

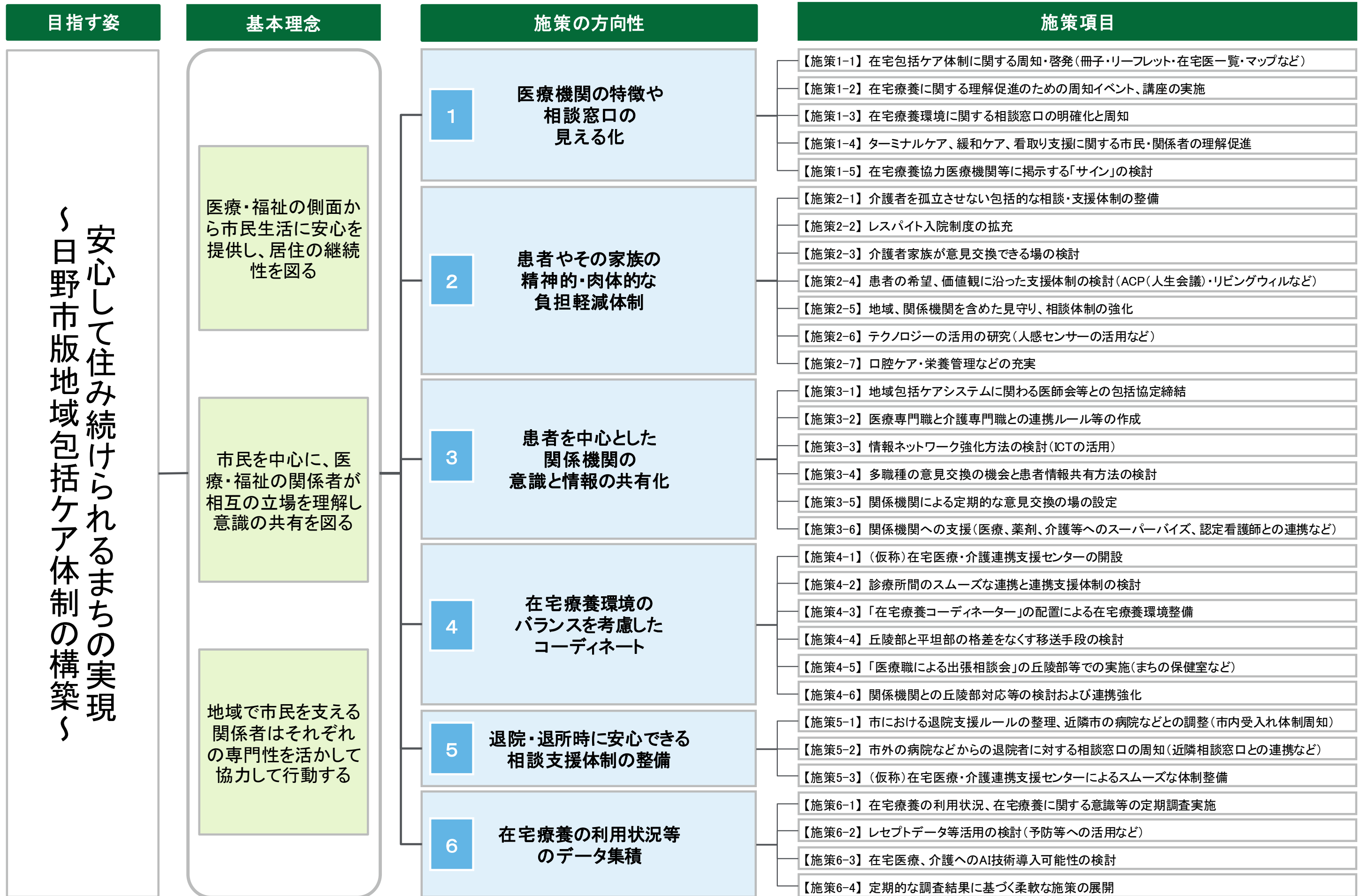
考え方

■医療・福祉の側面から、市民が安心して住み慣れた地域での暮らしが継続・実現できるように目指すだけでなく、日野市で暮らし働く将来世代の方々にも安心を与え、住み続けられるまちづくりを推進していきます。

■在宅療養体制の構築は医療だけの問題で解決するわけではなく、関係する専門機関間の密な連携が必要です。幅広い職種の関係者を巻き込み、体制構築に向けて推進していきます。

■在宅療養を支える専門職同士が協力し、それぞれの専門職が力を最大限発揮できるように環境を整備していきます。

「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」 施策の全体像



施策の方向性1

医療機関の特徴や相談窓口の見える化

目標	■ 市民にとっての頼れる医療機関の特徴や相談窓口の見える化をしていきます。
考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 今後ますます在宅療養、在宅看取りのニーズが高まっていく中、市民ひとりひとりが在宅療養、在宅看取りを選択肢の一つとして検討できるように環境づくりを行っていくことが重要です。・ このため、市民が在宅療養、在宅看取りについての理解を深めることができるように、普及・啓発に取り組んでいきます。・ その際、日常生活が自立しており要介護認定を受けていないなど、現在直ちにサービスを必要としない方にとっても、将来に備えて在宅療養、在宅看取りの知識を深めていただくことができるよう、市民の方々に幅広く浸透しやすい方法を工夫していきます。
指標	<ul style="list-style-type: none">・ 在宅療養の認知度 40% (2017年度) ⇒ 46% (2024年度)・ 在宅療養協力医療機関制度の創設と普及

施策の方向性2

患者やその家族の精神的・肉体的な負担軽減体制

目標	■ 患者やその家族の精神的・肉体的な負担を吸収できる支援体制を整えます。
考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 市が行ったアンケートの結果、在宅療養をサポートする家族(介護者)の方々の精神的・肉体的負担が大きいことが明らかとなりました。・ また、高齢化が進行する中で、一人暮らしをされている高齢者の方も安心して通院や在宅療養を実現できる環境を整えていくことが、今後一層重要になっていきます。・ こうした患者ご本人や家族(介護者)に対する支援に取り組んでいきます。
指標	<ul style="list-style-type: none">・ 市立病院を含む市内病院での一時入院ベッドの確保 2床 (2018年度) ⇒ 4床 (2024年度)・ 自宅等での死亡率 24.7% (2017年度) ⇒ 36.1% (2024年度) ※第3期高齢者福祉総合計画の数値目標を参考として設定

施策の方向性3

患者を中心とした関係機関の意識と情報の共有化

目標	■ 在宅療養に関係する機関が患者を中心に連携・協力できるよう意識と情報の共有化を図ります。
考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 在宅療養に関係する専門職・専門機関は、医療機関、訪問看護事業者、薬剤師、介護事業者、ケアマネージャー、地域包括支援センターなど、多岐にわたります。・ 市民の方々が安心してサービスを受けるためには、各専門職が日野市として共通のルール、日野市で目指す在宅療養サービスの質についての意識を共有し、サービスの質の担保に努めていただくことが必要です。・ このため、各専門職間での連携支援、意識と情報の共有化に取り組めます。市立病院は地域包括ケアシステムの一翼を担い在宅介護の場、介護老人保健施設、診療所などからの救急医療ニーズの受け入れを円滑にするとともに、回復期・慢性期病院など後方医療機関との病病連携も推進します。
指標	<ul style="list-style-type: none">・ 医療職と介護職の連携ルールの策定及び更新・ ICTを活用したネットワークの構築(情報共有方法が確立している)

施策の方向性4

在宅療養環境のバランスを考慮したコーディネート

目標	■市内のどこに居住しても同等の医療・介護サービスが受けられるよう在宅療養環境をコーディネートしていきます。
考え方	<ul style="list-style-type: none">日野市の在宅医療体制は、在宅医療中心で取り組む少数の診療所と、外来診療を中心に組みながら訪問診療も一部実施する診療所の連携で成り立っています。今後の在宅療養を希望する方の増加に備え、双方の診療所がパンクすることなく患者がスムーズに通院(外来)から在宅療養(訪問診療)へと移行することができるよう、診療所間の連携体制を強化する必要があります。また、在宅療養生活の中で入院が必要になる場合もあるため、在宅生活と入院をスムーズに行き来することができるよう、診療所と病院との連携体制を強化する必要があります。
指標	<ul style="list-style-type: none">自院から紹介した患者の退院時に逆紹介を受ける割合 71%(2017年度)⇒77%(2024年度)内科系診療所の空白地域の解消

施策の方向性5

退院・退所時に安心できる相談支援体制の整備

目標	■患者が市外の病院などから安心して自宅で療養できる相談支援体制を整備していきます。
考え方	<ul style="list-style-type: none">市外の病院などに入院・入所される市民の方も多くおられることから、安心して退院・退所していただくためには、市外の病院などと市内の医療機関等がスムーズに連携できる必要があります。このため、近隣地域の主だった病院などとの連携を強化し、市内の各専門職が行っている退院調整がより円滑に実施できるように支援します。また、市立病院の患者支援センター(PFM、Patient Flow Management)と在宅療養支援窓口との情報共有及び連携を進めます。
指標	<ul style="list-style-type: none">近隣市の病院など及び相談窓口とのネットワーク構築

施策の方向性6

在宅療養の利用状況等のデータ集積

目標	■将来の医療・介護環境に備えて、在宅療養の利用状況等を継続的にデータ集積していきます。
考え方	<ul style="list-style-type: none">高齢化の進行や在宅療養に関する希望の増加が見込まれるため、市内の在宅療養の状況は年々変化していくことが予想されます。変化する状況に柔軟に対応した施策を検討していくためには、実態を把握できるデータを収集・活用する必要があります。
指標	<ul style="list-style-type: none">65歳以上の自立生活期間の延伸 日野市の65歳健康寿命 要介護2以上 男 83.2歳(2017年度)⇒83.9歳(2024年度) 女 85.7歳(2017年度)⇒86.4歳(2024年度) ※第3期高齢者福祉総合計画の数値目標(東京保健所長会方式)を参考に設定

日野市在宅療養体制構築のための基本方針 概要版

平成 31 年(2019 年)3 月

編集・発行 健康福祉部 在宅療養支援課

〒191-0016 日野市神明 1-11-12

電話 042-514-8189

FAX 042-514-8097